

日本医療学会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日本医療学会と称する。

(英文名は、Japan Health Care Societyと表示し、略称「JHCS」とする。)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビルの特設非営利活動法人日本医療推進事業団に置く。

(目的)

第3条 本会は、国民が医療に対する理解を深め、信頼し、安心して医療を受け健康な生活を営めるよう、国民各層の参加を得て医療と健康の課題について論究を行い、健康の保持・増進に真に必要な最新の知見を構築し、健康に関する社会意識の向上、進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。事業は、電子システムに依ることを基本とする。

- (1) 医療・健康に関する課題をインターネット上で討論
- (2) 医療・健康に関する市民集会を開催
- (3) 医療・健康に関する情報の収集と公開
- (4) 健康に関する新しい情報の発信・普及・教育・啓発活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員・資格等)

第5条 本会に会員を置く。なお、会員に関する規則は、別に定める。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第6条 本会に、幹事20以上40人以内を置く。

- 2 幹事のうち、1人を幹事会議長（以下「議長」、10人以上20人以内を常任幹事とする。

（選任）

第7条 幹事は、総会において会員の中から選任する。ただし、幹事のうち5人以内については、有識者の中から総会の承認を得て議長が委嘱することができる。

- 2 議長は、幹事の互選とする。
- 3 常任幹事は、議長が指名する。

（職務）

第8条 議長は、本会を代表し、その業務を掌理する。

- 2 常任幹事は、常時会務を処理する。
- 3 幹事は、会務を処理する。
- 4 常任幹事は、あらかじめ議長が定めた順位により、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

（任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 顧問

（顧問）

第10条 本会に、顧問（最高顧問・特別顧問・顧問）を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の承認を得て議長が委嘱し、その任期は、委嘱した議長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、本会の事業・運営に関し、大局的見地から議長に助言する。

第5章 幹事会

（構成）

第11条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(任務)

第12条 幹事会は、次の事項を議決する。ただし、緊急を要する場合には、常任幹事会の議決を持って、これに代えることができる。

- (1) 総会の開催及びそれに提案すべき事項
- (2) 会務の運営に関する事項
- (3) その他会務に関する重要な事項

2 前項ただし書きの規定により議決した場合には、次の幹事会においてこれを報告するものとする。

(招集・定足数・議決)

第13条 幹事会は、毎年2回議長が招集する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時幹事会を招集することができる。

- 2 議長は、幹事の過半数から幹事会の開催の請求があったときは、できるだけ早くこれを開催しなければならない。
- 3 幹事会は、幹事現在数の過半数の出席（議長への委任を含む）がなければ開催することができない。
- 4 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 幹事会は、議事に関して議事録を作成する。

(常任幹事会への委任)

第14条 幹事会は、事業を円滑かつ効率的に進めるため、事業の運営管理に関する事項を常任幹事会に委ねることができる。

第6章 常任幹事会

(構成・任務)

第15条 常任幹事会は、議長、常任幹事をもって構成し、議長が招集してその議長となる。

2 常任幹事会は、幹事会から委任された事項及び会務に関し、緊急に処理すべき事項を議決し、執行する。

第7章 総会

(開催)

第16条 本会は、定例総会を毎年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開

催することができる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会の日時及び審議事項は、幹事会の承認を得て、会員に告示する。

(議長・議決)

第17条 定例総会又は臨時総会の議長は、会員の中から常任幹事会議長が指名した者がこれを務める。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、議事に関して議事録を作成する。

第8章 委員会

(設置)

第18条 事業を円滑に遂行するため、幹事会の承認を得て委員会を設置することができる。

第9章 補則

(事業計画の作成・報告)

第19条 本会の毎会計年度の事業計画及び事業報告は、幹事会の承認を得て、会員に告示する。

(会則の変更)

第20条 この会則を変更するときは、総会で承認を得なければならない。

(職員)

第21条 本会の事務を処理するため、所要の職員を置く。

(会則施行細則)

第22条 会則の施行に関して必要な事項は、別に細則で定める。

(附則)

(施行期日)

- 1 この会則は、本会設立の日から施行する。

(最初の役員及び任期)

2 本会設立当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、特定非営利団体日本医療推進事業団理事長の定めるところとし、その任期は、第9条1項の規定にかかわらず、次の定例総会終了時までとする。

(事業計画)

3 本会設立初年度の事業計画は、第19条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(検討)

4 本会は、事業のさらなる進展とそのことの充実を図り、本会目的を確実に達成していくとの観点から、本会成立後においても事業の内容、範囲及び運営管理体制について、会員等の意見を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づき、所要な措置を講ずるものとする。